

# インド特許法の基礎(第21回)

## ～特許要件(2)～

河野特許事務所  
弁理士 安田 恵

### 1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明の主題は、装置又は方法に係るものであって(第2条(1)(j))、第3条及び第4条に掲げられたものに該当しないことが求められる。「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいい(第2条(1)(j))、第3条は特許法上の「発明」に該当しないものをネガティブリストとして列挙している。公序良俗に反する発明、非技術的な発明を保護対象から除外する条文構造は、欧州特許条約(EPC52条)及び英国(英国法第1条)などと同様である。しかし、インド特許法第3条には15個の発明除外対象が列挙されており、その具体的内容は日本をはじめ、欧州及び英国とも異なる。

### 2. インド特許法第3条

インド特許法第3条は表1に掲げるものを、本法の趣旨に該当する発明としない旨を規定している。また、第3条各号におおよそ対応する日本特許法、欧州特許条約及びTrips協定の条文を表1の右欄に記載した。日本特許法との違いが比較的大きいと思われる規定を太文字で示している。表1中、「保護可」は、インドにおいて第3条に該当しても日本においては発明として保護される可能性があるものを示している。数学的方法などの全てが日本において保護されることを意味するものではない。

表1 インド特許法第3条

インド特許法 第3条	日本	欧州 Trips
(a) 取るに足らない発明、又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明	29条① 柱書	—
(b) その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命若しくは健康、又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明	32条	53条(a) Trips27(2)
(c) 科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の形成、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見	29条① 柱書	第52条 (2)(a)